

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年11月26日山梨県規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年山梨県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請期限)

第2条 条例第2条第3項の更新の登録を受けようとする者は、有効期間の満了の日前三十日までに条例第3条第1項に規定する申請書を知事に提出しなければならない。

(浄化槽保守点検業者登録申請書等)

第3条 条例第3条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書(第1号様式)とする。

2 条例第3条第2項第2号の書類は、浄化槽保守点検器具明細書(第2号様式)とする。

3 条例第3条第2項第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が個人である場合にあつては、その略歴を記載した書類及び住民票の写し
- 二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の略歴を記載した書類及び登記事項証明書
- 三 浄化槽管理士の略歴を記載した書類、住民票の写し及び浄化槽管理士免状の写し
- 四 浄化槽受託基数一覧表(第3号様式)

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第4条 条例第4条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)の様式は、第4号様式のとおりとする。

(登録簿の謄本の交付)

第5条 条例第4条第3項の規定による登録簿の謄本の交付の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第6条 条例第4条第3項の規定による登録簿の閲覧(以下「登録簿の閲覧」という。)の場所は、営業所の所在地を管轄する林務環境事務所とする。

2 登録簿の閲覧の時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

3 次に掲げる日においては、登録簿の閲覧をすることができない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日

4 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に登録簿の閲覧をすることができない日を設け、又は登録簿の閲覧の時間を短縮することができる。

5 登録簿の閲覧の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

6 登録簿の閲覧の請求をした者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 職員の指示に従って登録簿の閲覧をすること。
- 二 登録簿を汚損し、又はき損しないこと。
- 三 他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

7 知事は、登録簿の閲覧の請求をした者が前項の規定に違反したときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(変更の届出)

第7条 条例第6条第1項の規定による条例第3条第1項各号に掲げる事項の変更の届出をしようとする浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者変更届(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者変更届には、第3条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更があつた事項に

係る書類を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第8条 条例第7条の規定による同条各号の一に該当することとなった場合の届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者廃業等届（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(研修)

第9条 条例第9条第3項の規則で定める研修は、別に知事が指定する者が、浄化槽の保守点検に必要な最新の知識及び技能の習得を目的として、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 浄化槽行政に関すること。
- 二 浄化槽の構造及び機能に関すること。
- 三 浄化槽の保守点検及び清掃に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、県内における浄化槽を取り巻く状況に関すること。

(器具)

第10条 条例第9条第4項の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- 一 溶存酸素計
- 二 透視度計
- 三 水素イオン濃度指数測定器具
- 四 残留塩素測定器具
- 五 スカム厚測定器具
- 六 汚泥厚測定器具
- 七 水準器
- 八 汚泥沈殿率測定器具
- 九 前各号に掲げるもののほか、浄化槽の保守点検に必要な器具で知事が定めるもの

(標識)

第11条 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 登録番号
 - 三 登録の有効期間
- 2 条例第11条の標識の様式は、第九号様式のとおりとする。

(帳簿の備付け等)

第12条 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽の管理者の氏名又は名称及び住所
 - 二 浄化槽の設置場所
 - 三 浄化槽の型式、処理能力及び処理方式
 - 四 保守点検の実施年月日
 - 五 保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名
 - 六 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第2条各号に掲げる事項についての保守点検の結果
 - 七 条例第10条第2項の規定による通知の状況
- 2 条例第12条の帳簿（以下「帳簿」という。）の様式は、第十号様式のとおりとする。
- 3 浄化槽保守点検業者は、帳簿を最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(身分証明書)

第13条 条例第14条第3項の証明書の様式は、第十一号様式のとおりとする。

(書類の経由)

第14条 条例及びこの規則により、知事に提出する書類は、営業所の所在地を管轄する林務環境事務所を経由しなければならない。

附 則

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第三三号）

この規則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成四年規則第四七号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成一二年規則第九四号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成一三年規則第五一号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和二年規則第一二号）

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。